



国民健康保険法第116条

該 当
非該当

届

事務長	担当

修学中の被保険者の特例

①被保険者証の 記号・番号	記号	番 号	②該当・非該当 年 月 日	平成 令和		年 月 日	
修学 中 の 特 例 を 申 請 す る 被 保 険 者 に つ い て	③住所を離れる者 又は 離れていた者	フリガナ	【個人番号の利用目的について】 当組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第一第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。				
		氏名					
		マイナンバー					
	〒						
	新住所						
④修学中 又は 修学していた学校	名称						
	所在地	〒					
	修学年限		年	在学年		年	
⑤組 合 員 記 入 欄	埼玉県薬剤師国民健康保険組合理事長 様						
	上記のとおり届けます。						
	令和 年 月 日						
	〒 自宅住所						
	連絡先電話番号						
組合員氏名							
◆必ず記載が必要な箇所 ...①②③④⑤⑥の全て							
◆代理人に依頼する場合 ...⑦も記入							
⑥被 保 険 者 証 送 付 先	<input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 自宅 上記以外の送付先を希望される場合は宛先をご記入ください。						
	〒						
⑦代 理 人 委 任 欄	本届を下記代理人に委任します。						
	令和 年 月 日						
	〒						
	住 所						
	組合員氏名						
〒 TEL							
住 所							
代理人氏名							

◆この届は、被保険者が修学を理由に組合員世帯から転出及び転入した際に届出する申請書です。

【申請の際に添付するもの】

■修学のため住所を離れる時

- 『転出先の住民票(原本)』（転出していない場合は、修学中の被保険者特例に該当しません。）
- 修学先の『在学証明書(原本)』または『学生証(写し)』等、修学していることが証明できるもの
- 『被保険者証』

■修学を終えて組合員と同一世帯に戻った時

- 組合員世帯に転入した『住民票原本（世帯全員掲載されてるもの）』
- 『被保険者証』

■組合員(申請者) のなりすまし防止対策として提出するもの

- 申請者である組合員の顔写真付き身元確認書類(写し)
- 代理人に手続きを委任する場合は代理人の顔写真付き身元確認書類(写し) も必要です。

(代理人が組合員(申請者)と同一世帯で、当組合に加入している者の場合は不要)

※顔写真付き身元確認書類(写し)・・・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等いずれか1つ

